

平成26年 第1回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年1月17日(水) 午後2時00分開会
午後3時10分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
1	「摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		学校教育課長代理	野本憲宏
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	こども教育課長代理	橋本登喜子
委員	齊藤公男	学校教育課長	岡部寿子	生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	学校教育課参事	撰田裕美	兼安威川公民館長	辻稔秀
教育長	箸尾谷知也	児童相談課長	谷田学	文化スポーツ課長代理	飯野祐介
		こども教育課長	小林寿弘	総務課長代理	鈴木誠
教育総務部長	山本和憲	文化スポーツ課長	日垣智之	総務課総務係員	関本敏晴
次世代育成部長	登阪弘	生涯学習課長	柳瀬哲宏		
生涯学習部長	宮部善隆	総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	木下伸記		

委員長

ただいまより、平成26年第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者ですので、よろしくお願い申し上げます。

では、議案第1号「摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長

議案第1号「摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げます。

【以下、議案書により説明】

委員長

開館時間が1時間延長されるということでしたが、これはこれまでのアンケートで要望が多かったことから実現することだと思います。私自身の感想を申し上げますと、午後6時15分に閉館するという事は、日照時間の関係もあると言えど、子どもたちが家に帰る時間がそれだけ遅くなるということが安全面で心配です。クラブ活動をされたり、塾等に通う子どももいますので、閉館後に自転車等で遊び歩いたりしないように保護者としては気を付けたいと思っております。

この件について、ご意見・ご質問等はございませんか。

山手委員

どちらとも言い難いと思いますが、大人の目の届かないところで遊ぶというよりは、児童センターの中で遊んだ方が安全だと思います。遊んだ後は帰り道だけ気をつけなさいと声掛けしていただけると大丈夫じゃないかと思います。

こども教育課長

山手委員がおっしゃったご意見も確かにございました。夏場でしたら、だいたい午後5時前には子どもたちを帰宅させるようにしております。時間的にもまだ明るいからです、その後は子どもたちも公園へ遊びに行ったりしてから帰宅していることもあります。それであれば、安全である児童センターの中で体を動かして遊んで、そこからご自宅に帰られる方が良いのではないかと考えております。

委員長	<p>その辺りの声掛けを児童センターの方々から、あるいは保護者の方からぜひお願いしたいと思います。</p> <p>他にご質問等がございませんので、議案第1号「摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきましては、承認といたします。</p> <p>続いて、報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]
委員長	<p>この件で何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>特にありませんので、次に進みます。それでは、（2）平成25年度12月までの問題行動等件数について、児童相談課長より説明をお願いします。</p>
児童相談課長	[平成25年度12月までの問題行動等件数について説明]
委員長	説明が終わりましたがご質問等はございませんか。
委員長職務代理者	<p>3番目のA中学校での事例ですが、インターネット上のラインで悪口を書かれたとあります。私はこのラインというものの仕組みについてよくわかっていないので、詳しくお教えいただきたいと思います。それと、このラインというものに、例えば第三者である学校の先生なり大人が介入して子ども達の様子をうかがったりするようなことはできないのでしょうか。できないのであれば、何か良い手立てはないのかと考えております。</p>
委員長	それはできないと思います。
委員長職務代理者	<p>ということは、ライン上でいくら悪口を書かれていても誰もそれをあらかじめ発見することはできないということですね。</p>
次世代育成部次長 兼教育センター所長	<p>今回ライン上で問題となった場面はいくつか考えられます。例えば、友達同士でグループを作り、グループ内全員が閲覧可能で同時にやり取りができるものというのが一つ考えられます。もう一つ</p>

は、タイムラインと言いまして、ブログ上に写真とメッセージを載せ、それに対して他者が書き込みを行うというようなものです。そういった状況で悪口を言われたことが考えられます。

ラインはお互いが電話番号の登録をしている者同士でないと閲覧ができないものであります。インターネット掲示板のように広くオープンになっているものではありません。そこに教員が介入してしまうと、教員のプライバシーも閲覧されてしまいますので、子ども達の様子をうかがうということは難しいのが現状でございます。

委員長職務代理者

インターネットなり、ラインをどう使うかという指導を子ども達に徹底する以外には方法がないということですね。

次世代育成部次長
兼教育センター所長

そのように考えております。

齊藤委員

最近、子ども達同士の連絡手段としてのラインの利用が増えています。その使い方次第では今回のような「いじめ」に関わったり、最悪の場合、利用者IDが使われ犯罪に巻き込まれるケースもあります。このような状況の中、児童・生徒だけでなく保護者の方へもラインの安全な使い方や危険性についての一層の啓発活動をお願いします。

委員長職務代理者

こういったラインを使った同じような事例は、これまで何度か報告されています。齊藤委員がおっしゃっていただいたようなことが、学校でどの程度指導されているのかという気がしております。

児童相談課長

学校での指導ということにつきまして、それぞれの学校でどういった情報モラル教育が実施されているかをまとめた資料を本日配付させていただきました。すべての学校で取り組みを進めているところではございますが、これらはもちろん1回実施したからと言って根絶される問題ではありません。学校全体で危険性についても十分認識したうえで、いかに繰り返して取り組んでいくかということが重要だと考えております。また、保護者や市民の方々を対象にした研修会や講演会も実施しておりまして、平成24年度は味生小学校・第一中学校・第三中学校・第五中学校のPTAを対象に行いま

した。平成25年度は更生保護女性会・人権擁護委員を対象に実施したいと検討しております。

教育長

今回のようなケースは、指導すべき立場の大人が中身についてよく理解できず、指導のポイントがどこにあるのかということすらあまりよくわからないというのが問題だと思います。指導が非常に難しいという面がございます。

現在本市の小中学校においては、携帯電話の持ち込みを禁止としております。持っていない子どももおり、また本来所持することも推奨していない状況の中で、スマートフォンの使い方等についてどう指導すべきかということが難しいところであります。教員自身がある程度年齢の若い方を中心に教材作成等を含め、教えてもらいながら今後の対策について考えていく必要があると考えております。

委員長

子ども達に対しての情報モラル教育は絶対必要だと思います。私自身の感想としては、私の子どもにはとても扱えないと思っていますので、持たない方が良いと言い聞かせています。保護者によっては、子どもが欲しいと言うから親の愛情として買い与えるという方もいらっしゃる、他にもいろんな考え方をお持ちだと思います。その辺りは、保護者に対しても教育をしないといけないのですが、持ってしまうとなれば、危険性等について保護者から子どもにきちんと教えていく必要があると思います。

山手委員

現在、スマートフォンを持つ子どもはどのくらいの数が居るのでしょうか。また、持っている人と持っていない人との間で、仲間外れになったり等、特に問題になるようなことはないのでしょうか。

児童相談課長

携帯電話の所有率等の調査は、なかなか実施できないのが現状でございます。全国学力学習状況調査等の生活状況調査の中で、対象の小学校6年生と中学校3年生については、どのくらいの割合で携帯電話を持っていますかという項目はございます。学校全体での所有率等については明確に把握できていないのが現状でございます。

齊藤委員 全国の中学生のスマートフォンの所有率については、昨年、前年比5倍の25%になったとの調査結果を新聞記事で見たように思います。

教育長 この問題は子ども達への注意喚起や活用方法の周知・啓発とともに、保護者に対しても危険性の啓発をしていく必要があると思います。

委員長 他にご質問・ご意見はございませんか。

山手委員 前回もお尋ねしたと思いますが、対教師暴力の1番目の事例の中に学校のルールを破ったと記載があります。これは、上級生が下級生の教室に入ったことがルール違反ということだと思います。ということは、前回お尋ねしたように休み時間等に他の教室に入っはいけないというルールが存在するのでしょうか。

児童相談課長 前回ご質問をいただきました当該校についてはすべての休み時間において、他の教室には行ってはいけないということでした。ですから、同学年であっても入っはいけないということになっております。なぜそのような経緯になっているかということも校長から聞き取ったうえで、今後はある程度運用を改善していく必要もあるということを確認いたしました。すべての学校で同一のルールが存在するということではありませんが、盗難防止の観点やトラブル防止の点から各学校によって多少違ったルールを策定しているのが現状でございます。

教育長 そういったルールが例え存在したとしても、他の教室に一步も入っはいけないであったり、他のクラスに話しかけに行かないとか、そこまで厳格に運用しているわけではありませんし、多少のことは各学校で臨機応変に対応しております。今回のケースは上級生が下級生の教室に入ったということです。下級生側からするとやはり来られるだけでもプレッシャーになりますので、そういった意味でトラブルを避けるためにこういったルールを決めているのかもしれない。

齊藤委員

対教師暴力の件でお伺いします。今回報告された2件の事案はほぼ同じ内容のように思われますが、学校によりその対応が異なっています。この点についてどのようにお考えでしょうか。

児童相談課長

ここでは具体的事案として、その事案の内容だけを取り上げております。ここでは記載しきれないような以前からの指導の経緯や背景となるものがございます。ですから、その辺りも踏まえてどういった対応をするべきか、各学校でも考えたうえで指導をしております。一概に同じ対応を取るということではございません。特に2番目の事案では、対応に悩んでおられた保護者から相談できる機関はないかと質問がありましたので、茨木少年サポートセンターや吹田子ども家庭センターを紹介し、今後の指導については連携を図っていくことを確認いたしました。

教育長

一般的な市民感覚からすれば、同じ悪さをすれば同じ罰が与えられるものと思われま。しかし学校教育の場合は、子ども達の置かれている背景もありますし、事が起こった時の経緯やこれまでの指導の経過等がそれぞれ違います。従って、今回のように同じような事案が起きたからと言って、一概に指導内容が同じでなくともそれは各学校長の判断で子どもにとって適切な対応を取っていただいているのであれば、教育委員会としてもそれについて何か指導を行うということは考えておりません。

委員長

対教師暴力の発生件数が昨年度に比べて2倍になっておりますので、学校ではなかなか厳しい状況が続いていると思います。この件については、いろいろとサポートチームも作っていただいているようですので、来年度に向けて少しずつ何か前進していけば良いと願っております。

他にご質問等がございませんので、次の案件に移ります。それでは、報告事項(3)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長 このいじめ防止基本方針というのは、いじめが起こってから機能するものなののでしょうか。それとも、エンパワメントのようにいじめのようなことが起こりにくい状況を作るためのものなののでしょうか。

児童相談課長 どちらも含むことになるとと思いますが、あくまで防止するためのものであると考えておりますので、どのような形で防いでいくのかということを考えております。それから、起こった場合にどのような対応するのかといったことも併せて明確にするためのものだと考えております。

委員長 今回お示しいただいた内容を見ますと、防止の部分についての記載がボリューム的にちょっと少ない気がしておりますので、もう少し加えていただきたいと思います。

教育長 いじめ防止基本方針ということで、やはり防止という視点で書き込まないといけないと思います。いじめ問題は最近起こった話ではなく、大阪府も各市町村もいじめ対策マニュアルを作って対応しておりますが、残念ながら後を絶たない状況です。今あるいじめ対策マニュアルをもう一度見直しながら、なおかつ防止という視点できちんと書き込んだものを作っていく必要があると考えております。

それと法的にいろいろな委員会等の組織を設置することが義務付けられておりますので、その辺りについても組織の関係性がはっきりわかるように、また中身が重複することのないように注意しながら作っていければと思っております。

委員長 この件について他にご意見等はございませんか。無いようですので、問題行動についての報告はこれで終わります。

その他に何かございますでしょうか。

山手委員 最近気になることがございますので、お尋ねしたいと思います。本市における食物アレルギーを持った児童・生徒への対応について教えていただきたいと思います。また、新聞報道等で知りましたが、命に関わるような重篤な方にはエピペンという注射を打たないといけないようですが、学校ではこういった準備がされているのでし

ようか。

もう一点は、重篤の方から比較的軽い方を含め本市ではどれくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

それから、中学校給食が導入されますと、業者さんが作るお弁当を食べることになりますが、提供される中身について親御さんが判断できるような資料等の提供はされるのでしょうか。

総務課長

全小学校でアレルギー食の対応をしておりますのは、現在72名となっております。本市ではアレルギー除去についてのガイドラインを策定し、平成25年4月から運用を開始しております。具体的には、卵・乳・イカ・エビ・カニ・ホタテ・アサリ・小麦製品・ごまといった9品目を除去し提供しております。

また、エピペンについてのお話でしたが、該当される方は現在3名いらっしゃいまして、それぞれ学校でお預かりしております。対応については、基本的にガイドラインに沿った形で、まずはアレルギー対応の給食が必要かどうかを入学説明会で説明をいたします。医師の診断書等も提出いただいたうえで、保護者と担任・栄養教諭・養護教諭・給食調理員を含めての面接を実施し、対応についてを検討いたします。どうしても除去できない場合につきましては、ご自宅からその日の献立に近いお弁当を用意いただきます。誤食を招くことのないように日々十分な確認作業を徹底し、間違いなく提供できるよう該当児童の氏名を表示したうえで、別のトレイに用意をさせていただいております。教室におきましても、担任によって該当児童と最終確認をしながら摂取してもらうように対応しているものでございます。

中学校給食については、現在導入に向け進めておりますデリバリー方式を既に利用されておられる近隣各市の状況を参考にしたいと考えております。実際には、献立表の中にアレルゲンや成分表を表示されておられますことから、本市においてもそのようにしたいと考えております。なお、選択制となっておりますことから、アレルギー除去食対応は難しいのが現状でございます。

山手委員

エピペンについては、学校の教員が実際に扱うことが可能なのでしょうか。

総務課長

エピペンを所持している学校、所持していない学校に関わらず、トレーナー研修等を通じて重要性を認識していただいております。エピペンをお預かりしている学校につきましては、新年度に入り人事異動等もございますので、4月の早い時期に研修を実施しております。

山手委員

素人である教員が医療行為に近いことをするという点について非常に気になる部分も感じます。取扱い等に躊躇することがないよう、教員自身もトレーニングをしておく必要があると思います。

総務課長

あくまで自己注射でございますので、児童本人がすべきものでございます。万が一、アナフィラキシーショックという状況になった場合に限って、本人の代わりに注射を打つということは厚労省も医療行為ではないという判断をしております。教員もこういった時に注射を打つべきかについての研修を受けておりますし、研修では打つかどうか迷った時には打った方が良いということも周知しておりますので、対応ができるものだと考えております。

委員長

本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦勞様でした。